

株主各位

(証券コード3549)

2022年8月3日

石川県白山市松本町2512番地

株式会社クスリのアオキホールディングス

代表取締役社長 **青木 宏憲**

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、株主総会当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、3頁の『議決権行使についてのご案内』をご確認のうえ、後記「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、**2022年8月17日（水曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年8月18日（木曜日）午前10時
2 場 所	石川県金沢市本町2-15-1 ホテル日航金沢 4階 鶴の間
3 目的事項	報告事項 1. 第24期（2021年5月21日から2022年5月20日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第24期（2021年5月21日から2022年5月20日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ・本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・株主総会決議ご通知は送付せず、第24回定時株主総会終了後に、当社ウェブサイトに議決権の行使結果を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp>)

第24回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染防止への対応について

株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第24回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染防止に向けた対応について、下記のとおりご案内いたしますと共に、株主の皆さまのご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

1. 株主様へのお願い

- ・本総会へのご来場をご検討いただいている株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大の状況に十分ご留意いただき、健康状態によらず、ご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。特にご高齢の株主様、基礎疾患がおありの株主様、妊娠中の株主様におかれましては、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会における議決権行使は、当日のご出席によらず、**書面またはインターネットによる事前行使も可能となっております**ので、そちらの活用もご検討をお願い申し上げます。

行使期限：2022年8月17日（水曜日）午後5時まで

- ・当日ご出席される場合は、体調にご留意いただき、ご無理をなされないようお願い申し上げます。また、ご来場される際はマスク着用など感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日株主総会会場の受付におきまして、体調確認、検温を実施させていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。発熱が確認された株主様、異常な症状が確認された株主様、その他健康状態が確認できない株主様におかれましては、入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数を従来より減らし、間隔を確保して準備しております。座席数が足りなくなった場合には、ご入場をお断りする場合がございます。

2. 当社の対応

- ・**株主総会ご来場の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます**ので、あらかじめご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・受付付近に株主様用の消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の運営スタッフはマスク着用にて対応させていただきます。
- ・会場内において体調がすぐれないようにお見受けした方には、お声かけさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

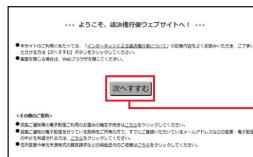
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

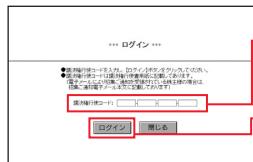
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3)株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第19条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第19条～第45条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 変更前定款第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第18条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

あ お き や す と し
青木保外志

(1949年1月2日生)

所有する当社の株式数…………… 1,482,500株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1976年 6月	有限会社青木二階堂薬局設立監査役	2003年 8月	同社代表取締役社長
1981年 3月	有限会社三和薬商代表取締役	2012年 5月	同社代表取締役社長兼社長執行役員
1985年 1月	株式会社クスリのアオキ設立代表取締役専務	2014年 5月	同社取締役最高顧問
		2016年11月	当社取締役最高顧問(現任)
1999年 6月	同社代表取締役副社長		

【重要な兼職の状況】

—

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

2

あ お き ひ ろ の り
青木宏憲 (1972年4月6日生)

所有する当社の株式数…………… 2,498,836株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1996年 4月	大塚製菓株式会社入社	2010年 8月	株式会社クスリのアオキ代表取締役専務兼営業本部長兼営業推進室長
2003年 2月	株式会社クスリのアオキ入社	2012年 5月	同社代表取締役兼専務執行役員営業本部長
2006年 6月	同社管理部長	2014年 5月	同社代表取締役社長 (現任)
2006年 7月	同社執行役員管理部長	2016年11月	当社代表取締役社長兼社長執行役員
2007年 5月	同社執行役員人事教育部長	2018年 6月	当社代表取締役社長 (現任)
2008年11月	同社執行役員調剤事業本部長		
2010年 5月	同社執行役員営業本部長兼営業推進室長		
2010年 6月	株式会社青木二階堂代表取締役社長		

【重要な兼職の状況】

株式会社クスリのアオキ代表取締役社長

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

3

あ お き た か の り
青木孝憲 (1973年11月28日生)

所有する当社の株式数…………… 1,792,840株
取締役会出席状況…………… 9/9回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1997年 4月	東京エレクトロン株式会社入社	2014年 5月	株式会社クスリのアオキ専務執行役員店舗運営本部長
2004年 4月	大塚製菓株式会社入社	2016年11月	当社専務執行役員グループ店舗運営部門担当
2008年 4月	株式会社クスリのアオキ入社	2017年 5月	同社専務執行役員グループ開発部門担当
2008年11月	同社執行役員IT・業務改革本部長	2017年 5月	株式会社クスリのアオキ取締役兼専務執行役員開発本部長
2010年 5月	同社執行役員商品部長	2018年 6月	同社取締役副社長兼開発本部長
2012年 5月	同社専務執行役員経営管理統括部長兼IT・物流推進部長	2021年 5月	同社取締役副社長 (現任)
2012年 5月	株式会社A 2 ロジ取締役 (現任)	2022年 8月	当社取締役副社長 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社クスリのアオキ取締役副社長
株式会社A 2 ロジ取締役

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

4

や は た りょう い ち
八 幡 亮 一

(1966年8月24日生)

所有する当社の株式数…………… 16,500株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 4月	株式会社ワールド入社	2016年 8月	当社取締役
2004年 7月	株式会社クスリのアオキ入社	2016年11月	当社取締役兼常務執行役員グループ 管理部門担当
2006年 5月	同社執行役員経営企画室長		
2010年 5月	同社執行役員管理本部長	2018年 6月	当社取締役管理部門担当兼経営企画室長
2012年 5月	同社常務執行役員管理本部長	2018年 6月	株式会社クスリのアオキ取締役
2012年 5月	株式会社A 2 ロジ取締役	2020年 5月	当社取締役管理部門担当
2013年 5月	株式会社クスリのアオキ常務執行役員 財務企画・IR室長	2021年 5月	当社取締役管理部門担当兼経理室長 (現任)
2014年 5月	同社常務執行役員管理本部長	2021年 5月	株式会社クスリのアオキ取締役経理 部長 (現任)
2014年 8月	同社取締役兼常務執行役員管理本部長		

【重要な兼職の状況】

株式会社クスリのアオキ取締役経理部長

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

5

い い じ ま ひ と し
飯 嶋 仁

(1976年10月16日生)

所有する当社の株式数…………… 6,000株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2003年 5月	株式会社クスリのアオキ入社	2020年 8月	株式会社クスリのアオキ取締役店舗 運営本部長兼ドラッグ統括
2012年 5月	同社調剤運営部長		
2016年 5月	同社社長付大型店開発担当(部長待遇)	2021年 5月	当社取締役営業部門担当兼関東・東 北地区本部長 (現任)
2017年 5月	同社店舗支援部長		
2018年 6月	同社店舗運営本部長兼調剤事業部長	2021年 5月	株式会社クスリのアオキ取締役店舗 運営本部長 (現任)
2020年 5月	同社店舗運営本部長兼ドラッグ統括		
2020年 8月	当社取締役営業部門担当	2022年 6月	日本チェーンドラッグストア協会理 事 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社クスリのアオキ取締役店舗運営本部長
日本チェーンドラッグストア協会理事

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

6

おか だ も と や
岡田元也 (1951年6月17日生)

所有する当社の株式数…………… 3,000株
取締役会出席状況…………… 12/14回

再任

社外

【略歴、当社における地位及び担当】

1979年 3月	ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社	2012年 3月	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO
1990年 5月	同社取締役	2014年 8月	株式会社クスリのアオキ社外取締役
1992年 2月	同社常務取締役	2014年11月	ウエルシアホールディングス株式会社取締役（現任）
1995年 5月	同社専務取締役	2016年11月	当社社外取締役（現任）
1997年 6月	同社代表取締役社長	2020年 3月	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長（現任）
2003年 5月	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長		
2005年11月	株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役		

【重要な兼職の状況】

イオン株式会社取締役兼代表執行役会長
ウエルシアホールディングス株式会社取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

岡田元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役会長を務めており、経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しております。

社外取締役として大所高所から事業に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映することを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

【当社との利害関係】

岡田元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役会長を務めており、当社子会社株式会社クスリのアオキは同社との間で、業務・資本提携を行っております。なお、当社子会社は、同社グループ会社との間で当社店舗に係る不動産取引があり、また同社グループ会社より商品仕入れ等の取引を行っております。

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

7

やなぎ だ なお き
柳 田 直 樹 (1960年2月27日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
取締役会出席状況…………… 13/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1987年 4 月	弁護士登録	2016年 6 月	アルパイン株式会社社外取締役監査等委員
1987年 4 月	柳田野村法律事務所（現柳田国際法律事務所）入所	2016年 6 月	YKK株式会社社外監査役（現任）
2001年 1 月	同所パートナー弁護士（現任）	2019年 6 月	SOMPOホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2004年 6 月	日本製紙株式会社社外監査役	2019年 8 月	当社社外取締役（現任）
2014年 6 月	アルパイン株式会社社外監査役		
2014年 6 月	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（現SOMPOホールディングス株式会社）社外監査役		

社外

独立役員

【重要な兼職の状況】

柳田国際法律事務所パートナー弁護士
YKK株式会社社外監査役
SOMPOホールディングス株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

柳田直樹氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を有すると共に、これまでも社外取締役または社外監査役として複数の会社の経営に関与してきております。その企業経営に関する経験や見識を活かして事業に有益な助言をいただき当社の企業価値向上に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【当社との利害関係】

候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

8

こし だ とし や
越 田 利 弥 (1972年5月21日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
取締役会出席状況…………… 9/9回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1998年4月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
2001年4月 公認会計士登録
2020年8月 越田公認会計士事務所開設（現在に至る）
2021年8月 当社社外取締役（現任）
2022年7月 株式会社はじめ会計社代表取締役（現任）

社外

独立役員

【重要な兼職の状況】

越田公認会計士事務所
株式会社はじめ会計社代表取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

越田利弥氏は、公認会計士としての専門的見地及び見識を有しており、業務執行から独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけたらと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【当社との利害関係】

候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになりません。

候補者番号

9

いのうえ よしこ
井上佳子 (1974年7月26日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
取締役会出席状況…………… 9/9回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1997年 4月	花王株式会社入社	2019年 5月	同社代表取締役社長（現任）
2000年 2月	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社入社	2019年 6月	一般社団法人日本コンタクトレンズ協会理事（現任）
2005年 7月	ゴールドマン・サックス証券株式会社入社	2021年 8月	当社社外取締役（現任）
2008年 1月	日本メドトロニック株式会社入社		
2014年10月	クーパービジョン・ジャパン株式会社入社		
2015年10月	同社執行役員		
2018年10月	同社取締役		

社外

独立役員

【重要な兼職の状況】

クーパービジョン・ジャパン株式会社代表取締役社長
一般社団法人日本コンタクトレンズ協会理事

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

井上佳子氏は、クーパービジョン・ジャパン株式会社代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験や見識に加え、女性として当社の企業価値向上のための有用な視点を有しております。その経験や知識を活かして独立した立場から経営の監督を行うことにより、取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【当社との利害関係】

候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

- (注) 1. 岡田元也氏、柳田直樹氏、越田利弥氏および井上佳子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって岡田元也氏は5年8箇月、柳田直樹氏は3年、越田利弥氏及び井上佳子氏は1年であります。
 - (2) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役がその能力を十分発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、現行定款において、社外取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、岡田元也氏、柳田直樹氏、越田利弥氏及び井上佳子氏との間で責任限定契約を締結しており、取締役に選任された場合には、社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限るものとする。
3. 井上佳子氏の戸籍上の氏名は、今井佳子であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者

もり おか しん いち
森 岡 真 一

(1977年3月18日生)

所有する当社の株式数……………

0株

【略歴】

2003年11月 弁護士登録

2005年8月 兼六法律事務所（現弁護士法人兼六法律事務所）入所（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

弁護士

【社外監査役候補者とした理由】

森岡真一氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を有するとともに商事問題に関する豊富な経験を有しており、それらを当社の監査体制強化に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森岡真一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役がその能力を十分発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、現行定款において、社外監査役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより森岡真一氏が監査役に就任した場合には、社外監査役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限るものとする。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年5月21日から2022年5月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年5月21日～2022年5月20日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に伴い、対象地域への度重なる緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用により、企業活動や個人消費が収縮した状況が続いております。ワクチン接種の進行に伴い経済活動の活性化が期待されておりますが、新型コロナウイルスの新たな変異株の流行により収束が見通せず、また、エネルギー価格や原材料価格の高騰に伴うインフレ圧力の高まりなどを背景に先行きが不透明な状況は今後も継続すると想定されます。

ドラッグストア業界におきましては、マスクや手洗い等の習慣化による消費行動の変化に伴い、衛生関連商品等の需要が増加する一方、化粧品や一般医薬品の需要の落ち込み等の影響は現在も続いております。このような消費行動の著しい変化に加え、異業種を含む競合他社との熾烈な出店競争や価格競争、さらには業界上位企業による経営統合やM&A等の寡占化が進んでおり、経営環境は一層厳しさを増しております。

当社グループでは、このような環境のもと、従業員のマスク着用の義務付けや店舗出入口への消毒用アルコールの常設、レジへの飛沫防止パーテーションの設置等、感染予防対策を徹底し、お客様が安心して来店できる店舗づくりに注力いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の感染不安を感じる地域の皆様に向けて、PCR・抗原検査キットの無料検査事業に参加いたしました。引き続き、地域のかかりつけ薬局として調剤併設率の向上を図るとともに、生鮮食品等の品揃え強化を行うことで「フード&ドラッグ」を実現し、お客様により一層、利便性を提供できるように努めてまいります。

店舗の新設につきましては、ドラッグストアを北信越に33店舗、東北に10店舗、関東に25店舗、東海に13店舗、関西に21店舗の合計102店舗の出店を行い、さらなるドミナント化を推進いたしました。

また、ドラッグストア併設調剤薬局を北信越に25薬局、東北に9薬局、関東に41薬局、東海に20薬局、関西に5薬局の合計100薬局を新規に開設いたしました。一方、ドラッグストア5店舗（スクラップ&ビルドによる退店）・スーパーマーケット7店舗を閉店いたしました。

なお、2021年5月21日付で、当社の子会社である株式会社クスリのアオキが食品スーパーを展開する有限会社サン・フラワー・マリヤマ（石川県）を吸収合併いたしました。また、同年6月1日付で、当社の子会社である株式会社ナルックスが食品スーパーや飲食店等を展開する株式会社スーパーマルモ（茨城県）のスーパーマーケット事業を会社分割（吸収分割）により承継いたしました。これに伴い、スーパーマーケット3店舗が新規増加店舗となります。

さらに、2022年3月1日付で、株式会社クスリのアオキが食品スーパーを展開する株式会社一二三屋（福島県）、株式会社ホームス・キリンヤ（岩手県）及び株式会社フードパワーセンター・バリュー（岩手県）を吸収合併いたしました。

これにより当連結会計年度末の当社グループの店舗数は、ドラッグストア819店舗（うち調剤薬局併設460店舗）、調剤専門薬局6店舗、スーパーマーケット1店舗の合計826店舗となっております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,283億35百万円（前期は3,058億80百万円）、営業利益140億70百万円（同166億19百万円）、経常利益157億85百万円（同173億44百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益98億39百万円（同120億62百万円）となりました。

商品部門別の売上高の概況は、次のとおりであります。

イ. ヘルス部門（医薬品や健康食品等）

セルフメディケーション（自己治療）意識の高まりに応え、専門性の強化と品揃えの充実を行ってまいりました。その結果、ヘルス部門の売上高は364億9百万円（売上構成比11.1%、前期は359億83百万円）となりました。

ロ. ビューティ部門（カウンセリング化粧品やフェイスケア商品等）

お客様の健康と美に対する関心の高まりに応え、品揃えの拡充やカウンセリング化粧品・フェイスケア商品・ヘアケア商品の販売強化を行ってまいりました。しかしマスクの習慣化による化粧品の消費不振の影響により、ビューティ部門の売上高は482億41百万円（同14.7%、同473億6百万円）となりました。

ハ. ライフ部門（家庭用品等）

お客様の利便性の向上を図るために、主として家庭用品の品揃えの充実に、より一層努めてまいりました。その結果、ライフ部門の売上高は690億91百万円（同21.0%、同647億41百万円）となりました。

ニ. フード部門（食品や飲料等）

お客様の日常生活を支えるために、食品や飲料の品揃えの充実に、より一層努めてまいりました。その結果、フード部門の売上高は1,390億59百万円（同42.4%、同1,273億65百万円）となりました。

ホ. 調剤部門（薬局にて処方する医療用医薬品）

新規にドラッグストア併設調剤薬局100薬局を開局するとともに、待遇の充実に努めてまいりました。その結果、院外処方箋の枚数が増加し、調剤部門の売上高は355億31百万円（同10.8%、同304億85百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を、当連結会計年度の期首から適用しております。これにより、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、経営成績に関する説明において前期比（%）は記載しておりません。

② 資金調達の状態

株式会社クスリのアオキは、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関2行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づくコミットメントラインの総額は40億円であり、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

③ 設備投資の状態

当連結会計年度の新規出店を含めた設備投資は、合計292億88百万円でした。これらに要した資金は長期借入金及び自己資金等で賄っております。

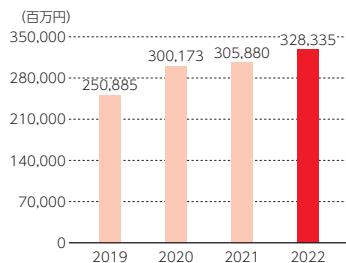
(2) 財産及び損益の状況

区分	第21期 2019年5月期	第22期 2020年5月期	第23期 (前連結会計年度) 2021年5月期	第24期 (当連結会計年度) 2022年5月期
売上高 (百万円)	250,885	300,173	305,880	328,335
経常利益 (百万円)	14,620	16,829	17,344	15,785
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	10,648	12,416	12,062	9,839
1株当たり当期純利益 (円)	337.86	393.82	382.56	312.05
総資産 (百万円)	136,210	170,364	195,917	234,201
純資産 (百万円)	54,443	66,224	77,669	86,930

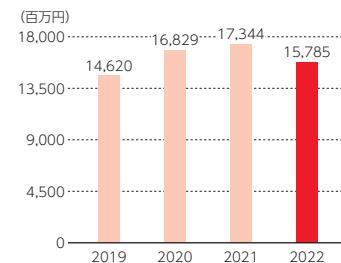
(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 第24期の1株当たり当期純利益の算定の基礎となる期中平均発行済株式総数 31,532,218株

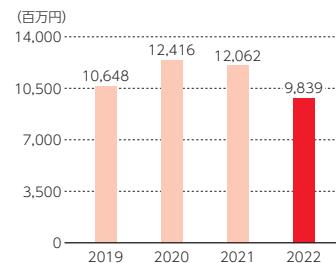
■売上高



■経常利益



■親会社株主に帰属する当期純利益



■1株当たり当期純利益



■総資産／純資産



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社クスリのアオキ	300百万円	100.0%	医薬品・化粧品・日用雑貨・食品、調剤薬局等の近隣型小売業
株式会社ナルックス	50百万円	89.84%	食品スーパーマーケット、医薬品・化粧品・日用雑貨、調剤薬局等の近隣型小売業
株式会社フクヤ	12百万円	98.47%	食品スーパーマーケット、医薬品・化粧品・日用雑貨、調剤薬局等の近隣型小売業

(4) 対処すべき課題

昨今の我が国においては、新型コロナウイルスの変異株の流行による感染再拡大に加え、エネルギー・原材料価格の高騰に伴うインフレ圧力の高まりなどによって先行きが不透明な状況が継続しております。

それに伴いお客様からドラッグストアに対する期待も年々変化する一方で、業界内においても、消費行動の著しい変化に加え異業種を含む競合他社との熾烈な出店競争や価格競争、業界上位企業による経営統合やM&A等による寡占化が進んでおり、経営環境は一層厳しさを増しております。

このような環境下において、当社グループは、2022年5月期から2026年5月期までの5か年を対象とする中期経営計画を策定しました。『あなたの町で、「便利な暮らし」と「笑顔につながる健康」を支えるドラッグストアを目指して』をテーマに、フード&ドラッグの実現、調剤併設率70%の達成、ドミナント化の3つを重点施策としており、生鮮食品等の品揃え強化や地域のかかりつけ薬局としての併設調剤薬局の積極的な開局等、お客様のニーズに対応していくことで、売上高5,000億円の達成を目標としております。

引き続き、当社の強みを活かして競合他社との差別化を図ると共にお客様の利便性を向上させ、なくてはならない存在となるように努めてまいります。

(5) **主要な事業内容 (2022年5月20日現在)**

当社は、医薬品・化粧品・日用雑貨・食品・調剤薬局等の近隣型小売業を行う子会社の経営戦略・経営管理等の提供を行っております。

当社グループは、当社と連結子会社3社及び持分法非適用関連会社1社により構成されており、医薬品・化粧品・日用雑貨・食品、調剤薬局等の近隣型小売業の経営を主な事業としております。

(6) **主要な事業所 (2022年5月20日現在)**

当社本社 石川県白山市横江町4街区1番

なお、当社グループの店舗数の状況は以下のとおりであります。

石川県93店舗、富山県84店舗、福井県55店舗、新潟県72店舗、長野県30店舗、群馬県80店舗、埼玉県39店舗、栃木県44店舗、茨城県52店舗、千葉県20店舗、山梨県2店舗、岐阜県66店舗、愛知県42店舗、三重県28店舗、静岡県12店舗、滋賀県32店舗、奈良県11店舗、京都府14店舗、大阪府3店舗、福島県15店舗、宮城県11店舗、岩手県16店舗、山形県5店舗

(7) 従業員の状況 (2022年5月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	2,523名	136名増	32.0歳	4.4年
女 性	1,510名	93名減	28.6歳	3.2年
合計又は平均	4,033名	43名増	30.7歳	4.0年

- (注) 1. その他に臨時雇用者 5,474名がおります。
2. 従業員数が前期末に比べ43名増加したのは、新規出店に伴う新規採用によるものです。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	20名	7名増	38.9歳	12.2年
女 性	17名	9名増	30.2歳	7.9年
合計又は平均	37名	16名増	34.9歳	10.2年

- (注) 1. その他に臨時雇用者 3名がおります。
2. 平均勤続年数は、出向元の勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年5月20日現在)

借 入 先	借 入 金 額 (百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	16,332
株 式 会 社 北 國 銀 行	13,266
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	9,354
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,258
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	5,996
株 式 会 社 北 陸 銀 行	5,486
農 林 中 央 金 庫	3,666
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,800
株 式 会 社 富 山 銀 行	2,675
株 式 会 社 福 井 銀 行	1,802
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	535
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	475

2. 会社の株式に関する事項（2022年5月20日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 31,532,560株 |
| (3) 株主数 | 15,670名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数(千株)	持 株 比 率(%)
イ オ ン 株 式 会 社	3,148	9.98
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,842	9.01
青 木 宏 憲	2,498	7.92
オ ー エ ム 0 2 ス テ ー ト ス ト リ ー ト 8 0 8 4 2 4 ク ラ イ ア ン ト オ ム ニ	2,028	6.43
青 木 孝 憲	1,792	5.68
株 式 会 社 ツ ル ハ	1,620	5.13
合 同 会 社 A 8 7 0	1,558	4.94
青 木 保 外 志	1,482	4.70
合 同 会 社 K S A v i a t i o n	1,388	4.40
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	783	2.48

- (注) 1. 持株比率は自己株式（462株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

(2022年5月20日現在)

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
新株予約権の割当日	2018年9月25日	2020年1月28日
新株予約権の数(注)1	194個	35,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 19,400株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 3,500,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込を要しない	新株予約権1個当たり1,500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり866,000円 (1株当たり8,660円)	新株予約権1個当たり683,000円 (1株当たり6,830円)
権利行使期間	2020年10月1日から 2022年9月30日まで	2024年8月21日から 2029年12月31日まで
行使の条件	(注)2	(注)2、3、4
取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 5名	新株予約権の数 35,000個 目的となる株式数 3,500,000株 保有者数 2名
社外取締役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名
監査役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名

- (注) 1. 新株予約権者の数は、当社又は当社の子会社の取締役及び従業員に交付された当連結会計年度末における総数を記載しております。
2. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員であることを要します。ただし、対象者が当社又は当社の子会社の取締役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではありません。
3. 新株予約権者は、2024年5月期から2029年5月期までの6事業年のいずれかの期において、当社の経常利益が220億円を超過した場合、本新株予約権を当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日から行使することができます。ただし2020年5月期以降、上記の目標を達成する前に、経常利益が110億円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできません。なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書)における経常利益を参照するものとし、当該損益計算書に、のれん償却費用及び本新株予約権に係る株式報酬費用控除前経常利益をもって判断するものとしたします。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会に定めるものとしたします。
4. 上記3にかかわらず、本新株予約権の割当日から2024年5月20日までの間に、東京証券取引所における当社株式の普通株式の終値の平均値(当日を含む連続した過去42取引日の平均値)が、一度でも行使価額の70%を下回った場合、それ以降、新株予約権者は未行使の新株予約権を行使することができません。

- (2) **当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項**
該当事項はありません。

- (3) **その他の新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年5月20日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役最高顧問	青 木 保 外 志	
代表取締役社長	青 木 宏 憲	株式会社クスリのアオキ代表取締役社長
取締役副社長	青 木 孝 憲	株式会社クスリのアオキ取締役副社長 株式会社A2ロジ取締役
取 締 役	八 幡 亮 一	管理部門担当兼経理室長 株式会社クスリのアオキ取締役経理部長
取 締 役	飯 嶋 仁	営業部門担当兼関東・東北地区本部長 株式会社クスリのアオキ取締役店舗運営本部長
取 締 役	岡 田 元 也	イオン株式会社取締役兼代表執行役会長 ウエルシアホールディングス株式会社取締役
取 締 役	柳 田 直 樹	柳田国際法律事務所パートナー弁護士 YKK株式会社社外監査役 SOMPOホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	越 田 利 弥	越田公認会計士事務所
取 締 役	井 上 佳 子	クーパービジョン・ジャパン株式会社代表取締役社長 一般社団法人日本コンタクトレンズ協会理事
常 勤 監 査 役	廣 田 和 男	株式会社クスリのアオキ監査役 株式会社A2ロジ監査役
監 査 役	桑 島 敏 彰	株式会社K&アソシエイツ取締役CEO GRNホールディングス株式会社社外取締役
監 査 役	中 村 明 子	中村明子法律事務所 弁護士 株式会社北國新聞社社外監査役 石川県漁業協同組合非常勤監事

- (注) 1. 取締役岡田元也氏、柳田直樹氏、越田利弥氏及び井上佳子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役桑島敏彰氏及び中村明子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役柳田直樹氏、越田利弥氏、井上佳子氏及び監査役中村明子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役廣田和男氏は、株式会社北陸銀行に長年勤務した経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役桑島敏彰氏は、企業経営経験者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有しております。
- 監査役中村明子氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を持つとともに、商事問題に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

氏名	責任限定契約の内容の概要
岡田元也 (社外取締役)	左記社外取締役及び社外監査役は、当社との間で以下の内容にて責任限定契約を締結しております。 ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
柳田直樹 (社外取締役)	
越田利弥 (社外取締役)	
井上佳子 (社外取締役)	
桑島敏彰 (社外監査役)	
中村明子 (社外監査役)	

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、当社のすべての取締役、監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしています。

- ・本職務の執行に関連しない費用等
- ・通常要する費用の額を超える防御費用
- ・当社からの責任追及に係る防御費用
- ・当社に生じた損害に係る賠償金等
- ・補償対象者がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより損害を賠償する責任を負う場合における当該損害に係る賠償金等
- ・第三者に生じた損害に係る賠償金等のうち、当社が当該第三者に対して損害を賠償するとすれば補償対象者が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合における当該責任に係る部分
- ・補償対象者が、当社の事前の承諾なく、本職務の執行に関連して第三者に生じた損害に関して、和解をした場合の和解金
- ・保釈保証金、過料、課徴金又は罰金
- ・会社法第430条の3第1項に定義される役員等賠償責任保険契約に基づく保険金の支払いその他の理由により別途補填を受けた費用等
- ・補償することで当社が法令に違反し、又は当社の取締役が善管注意義務に違反することとなる費用等

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその業務遂行のために行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損

害賠償金や訴訟費用等が填補されるものとなります。

ただし犯罪行為や被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等の額は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、各取締役の役割や責任範囲、企業価値増大への貢献、業績指標の達成度合い等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、基本報酬とストック・オプションで構成されており、基本報酬の金額については、取締役ごとの職務・職責等に基づいた金額（固定報酬）に加え、前連結会計年度の業績に基づいて算出した金額を合わせた金額を当連結会計年度の報酬として確定させ、これを基本報酬としております。個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものし、その権限の内容は各取締役の職務・職責・成果貢献度に応じて、管理部門担当役員とも協議しながら、各取締役の基本報酬の額を決定しております。

なお、非金銭報酬としてはストック・オプションがありますが、その付与は不定期であり、必要と判断した時期に付与しております。

取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定の方針は、基本報酬を100%として、うち業績連動報酬部分が代表取締役や役付取締役で41～42%、取締役で19～26%となっております。

ストック・オプションを導入する際には、株主総会決議により、取締役への割当の上限個数を決定し、各取締役への割当個数は取締役会にて決定しております。退職慰労金については、算定基準について内規で定めており、役位、在任期間等を勘案し算出しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		
			基本報酬	ストック・オプション	退職慰労金
取締役 (うち社外取締役)	10名 (4名)	121百万円 (14百万円)	110百万円 (14百万円)	—	11百万円 (—)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9百万円 (4百万円)	9百万円 (4百万円)	—	0百万円 (—)
合 計 (うち社外役員)	13名 (6名)	131百万円 (18百万円)	119百万円 (18百万円)	—	11百万円 (—)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）です。

2. 監査役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名（うち、社外監査役は0名）です。

3. 取締役（社外取締役を除く）の基本報酬には業績連動報酬を含み、その決定方法は経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算定されます。前連結会計年度の経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算定された金額を12等分し、職務・職責等に基づいた固定報酬と合算して、当連結会計年度の月額の基本報酬として確定し、毎月支給しております。業績連動報酬にかかる業績指標として経常利益を選択した理由は、企業価値の向上に最もつながりやすい最適な指標であるからであります。

なお、ストック・オプションの付与は不定期であり、必要と判断した時期に付与しております。

会社役員が有する新株予約権等のうち、当該事業年度における交付状況は「3. (1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項」に記載しております。

4. 取締役会は各取締役の個人別の基本報酬の額について、代表取締役社長青木宏憲に対し、各取締役の職務・職責・成果貢献度に応じて、管理部門担当役員と協議のうえ決定することを委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

また、当社子会社株式会社クスリのアオキ兼務役員については、両社を併せた役割や責任範囲等を鑑みて報酬を決定した後に、両社での配分決定のうえ、各法人から報酬を支払うものとしております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
岡 田 元 也 (社外取締役)	イオン株式会社取締役兼代表執行役会長 ウエルシアホールディングス株式会社取締役
柳 田 直 樹 (社外取締役)	柳田国際法律事務所パートナー弁護士 YKK株式会社社外監査役 SOMPOホールディングス株式会社社外取締役
越 田 利 弥 (社外取締役)	越田公認会計士事務所
井 上 佳 子 (社外取締役)	クーパービジョン・ジャパン株式会社代表取締役社長 一般社団法人日本コンタクトレンズ協会理事
桑 島 敏 彰 (社外監査役)	株式会社K&アソシエイツ取締役CEO GRNホールディングス株式会社社外取締役
中 村 明 子 (社外監査役)	中村明子法律事務所 弁護士 株式会社北國新聞社社外監査役 石川県漁業協同組合非常勤監事

- (注) 1. 取締役岡田元也氏は、イオン株式会社の取締役兼代表執行役会長を兼任しており、当社子会社株式会社クスリのアオキは同社との間で業務・資本提携を行っております。
2. 上記1以外の各社外役員の名兼職先と当社との間には、記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
岡 田 元 也 (社外取締役)	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
柳 田 直 樹 (社外取締役)	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と豊富な他社の役員経験に基づく観点から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
越 田 利 弥 (社外取締役)	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と高度な専門知識に基づく観点から発言を行っております。就任後当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
井 上 佳 子 (社外取締役)	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経営者の観点から発言を行っております。就任後当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
桑 島 敏 彰 (社外監査役)	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、経営等に係る豊富な経験や幅広い見地から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。
中 村 明 子 (社外監査役)	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、高度な専門知識及び高い独立性に基づく視点から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役全員の同意による解任のほか、会計監査人の適切な職務執行が困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と仰星監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は次のとおりであります。

(1) 当社グループの役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び社会規範に基づいた行動を取るために、当社グループ共通の企業行動基準である「企業倫理規程」を定め、それをすべての役員、使用人に周知させるものとする。

②社長直轄の内部統制推進室をコンプライアンス担当部署とし、当社グループ全体のコンプライアンス維持及び推進の観点から、規程・ガイドライン等の策定及び改定、当社グループ内における監督・指導、各部門の業務の状況の監査及び使用人教育等を行い、当社グループ各社、各部署を横断的に統括する。

③法令や社内規程上疑義のある行為等について、当社グループの使用人が直接情報提供を行うための手段として「コンプライアンス・ホットライン運用規程」に基づく「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。社内窓口併せて、社外の弁護士による通報・相談窓口を設置し、適正に運用する。

④反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」「反社会的勢力排除規程」にその対応方針を明示し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては当社グループ全体で毅然とした態度で対応する。

⑤当社は、複数の社外取締役及び社外監査役を選任することにより、当社グループ内の取締役会における取締役の職務執行に対して監視・監督機能を確保する。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に則って、書面または電磁的方法により、適切に記録、保存、管理及び廃棄する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制推進室は、当社グループの新たなリスクの識別、評価及び必要とされる対応策の提案を行うものとする。危機管理委員会（委員長 代表取締役社長）は、「リスク管理規程」に則って、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスク発生時における迅速な対応を行う。

危機管理委員会は、対応策が検討されていない新たなリスクが生じ、そのリスクの影響が重大である場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会において責任者を選任することにより、新たなリスクに対して迅速かつ適切に対応していくものとする。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、中期経営計画に基づき、取締役会において取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。そして、同目標を達成するため、当社グループの各取締役は、各社・各部門の具体的な目標を設定し、「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき業務執行を行う。

各責任者等は、全社的な目標に対する進捗状況を適宜、担当取締役に報告する。

(5) **当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社グループの経営管理については、「関係会社管理規程」を制定し、それに準拠して行う。内部統制推進室は、当社グループの経営状況等を監査し、問題があると認めた場合には、当社グループの取締役会、監査役及び監査役会に報告するものとする。

(6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役は、内部統制推進室の使用人に監査に必要な業務を命じることができるものとする。監査役より監査に必要な命令を受けた使用人は、上記業務の遂行にあたって、当該監査役の指揮命令のみに従い、取締役及び内部統制推進室長等当該使用人の属する組織の上長の指揮命令を受けないものとする。

また、人事異動に関しては、事前に監査役と協議した上で、その同意を得なければならないものとする。

(7) **当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、当社グループの重要会議に出席することにより、業務執行状況を把握する。また、監査役は、前記の会議に付議されない報告等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて説明を受ける。

当社グループの取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社グループに重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役に報告しなければならない。

(8) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役への報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。なお、「コンプライアンス・ホットライン運用規程」では、利用者（通報者）がコンプライアンス・ホットラインを利用したことを理由に、当該通報者に対し不利な取り扱いを行ってはならない旨を定めている。

(9) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会の意見形成の質を高めるために、社外監査役（補欠監査役も含む）のうち1名は弁護士を選任することを原則とする。

監査役会による取締役からの個別ヒアリングの機会を年2回以上設ける。また、監査役会と代表取締役の意見交換会及び監査法人と代表取締役の意見交換会を定期的に開催する。

(11) **財務報告に係る内部統制の整備及び運用のための体制**

金融商品取引法その他の関係法令及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（金融庁・企業会計審議会公表）等に基づき、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定める。取締役会は、

同基本方針に則り、内部統制委員会（委員長 代表取締役社長）を設置し、財務報告に係る内部統制を整備し、継続的に運用する。

内部統制推進室は、財務報告に係る内部統制のモニタリングを行い、内部統制委員会は、そのモニタリング結果を踏まえて、財務報告に係る内部統制の有効性判断の検討及び承認を行う。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役会における決議内容の概要

当社は、当事業年度において、事業拡大等のための投資計画、M&A、重要な組織の設置、変更及び廃止、重要な規程の改定等の決議を行う。

(2) 当期における主な取組の概要

① コンプライアンス

当社グループは、当社グループ従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体等での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行う。また、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」についても、当社グループの全従業員に対して周知を継続する。

② リスクマネジメント

(1)環境対策に関する取組として、一部店舗において電力監視装置やエネルギー制御システムの導入等、不要なエネルギーの排出を抑制する取組を行う。

(2)災害に関する取組として、「災害対策マニュアル」を整備し、有事に備えて会社として対応できる体制を整える。

(3)情報セキュリティに関する取組として、外部からの不正なアクセスや社内での重要な情報の漏えい防止のために、必要な物理的セキュリティ対策及び技術的セキュリティ対策を講じ、また、従業員に対しても情報管理に関する教育や通達等、情報セキュリティに関する意識の向上に関する活動も行う。

(4)労務管理にかかわる社内マニュアルを適宜改定・周知し、36協定の遵守及び過重労働の抑制やサービス残業の禁止等、適切な労働環境を維持する。

③ 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制の評価

内部監査計画に基づき、当社グループの業務について監査を実施し、また、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行う。

④ 重要な規程の改定

当社グループ全体のガバナンス強化のため、主要規程の過不足を精査し、適宜、新規制定及び改廃を実施しております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しております。

配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、あわせて経営基盤強化のために必要な内部留保の充実等を総合的に勘定し、利益配分を決定してまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、今後予想される一層の競争激化に対処すべく、経営基盤のさらなる充実・強化のため、新規店舗の開設並びに既存店舗の改装などの有効投資に活用し、業績の向上に努め、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

当事業年度の期末配当につきましては、1株につき13円といたしました。すでに、2022年1月27日にお支払いいたしました中間配当金1株当たり13円とあわせまして、年間配当金は1株当たり26円となります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年5月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	86,547	流動負債	72,781
現金及び預金	26,348	支払手形及び買掛金	41,701
売掛金	6,979	1年内返済予定長期借入金	9,742
商品	39,673	未払金	9,778
未収入金	12,852	未払法人税等	3,440
その他	694	賞与引当金	1,108
貸倒引当金	△0	ポイント引当金	51
固定資産	147,653	契約負債	2,348
有形固定資産	126,404	その他	4,610
建物及び構築物	101,717	固定負債	74,489
土地	4,966	長期借入金	59,907
リース資産	7,619	リース債務	6,447
建設仮勘定	8,143	役員退職慰労引当金	235
その他	3,958	退職給付に係る負債	3
無形固定資産	4,075	資産除去債務	7,705
のれん	2,006	その他	189
その他	2,068	負債合計	147,270
投資その他の資産	17,173	純資産の部	
敷金及び保証金	7,745	株主資本	87,015
繰延税金資産	3,239	資本金	1,167
その他	6,264	資本剰余金	2,175
貸倒引当金	△75	利益剰余金	83,675
		自己株式	△3
		その他の包括利益累計額	△180
		その他有価証券評価差額金	△180
		新株予約権	96
		純資産合計	86,930
資産合計	234,201	負債・純資産合計	234,201

連結損益計算書

(2021年5月21日から2022年5月20日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		328,335
売上原価		238,572
売上総利益		89,762
販売費及び一般管理費		75,692
営業利益		14,070
営業外収益		
受取利息	51	
受取配当金	56	
受取手数料	240	
賃貸収入	174	
補助金収入	1,163	
固定資産受贈益	43	
その他	341	2,071
営業外費用		
支払利息	175	
賃貸収入原価	61	
現金過不足	58	
その他	60	356
経常利益		15,785
特別利益		
固定資産売却益	5	
負ののれん発生益	302	
投資有価証券売却益	12	
新株予約権戻入益	4	
補助金収入	67	390
特別損失		
固定資産売却損	58	
固定資産除却損	132	
減損損失	1,344	
その他	60	1,597
税金等調整前当期純利益		14,579
法人税、住民税及び事業税	5,358	
法人税等調整額	△618	4,739
当期純利益		9,839
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		9,839

連結株主資本等変動計算書

(2021年5月21日から2022年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,167	2,175	74,301	△1	77,642
会計方針の変更による 累積的影響額			314		314
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,167	2,175	74,616	△1	77,957
当期変動額					
剰余金の配当			△780		△780
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,839		9,839
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	9,059	△1	9,057
当期末残高	1,167	2,175	83,675	△3	87,015

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△73	△73	100	77,669
会計方針の変更による 累積的影響額				314
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△73	△73	100	77,984
当期変動額				
剰余金の配当				△780
親会社株主に帰属する 当期純利益				9,839
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△106	△106	△4	△111
当期変動額合計	△106	△106	△4	8,946
当期末残高	△180	△180	96	86,930

貸借対照表

(2022年5月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	30,229	流動負債	3,465
現金及び預金	1,241	1年内返済予定の長期借入金	699
未収入金	4,180	未払金	60
短期貸付金	24,770	未払消費税等	69
その他	36	未払法人税等	2,614
固定資産	15,862	賞与引当金	20
有形固定資産	1	その他	0
無形固定資産	6	固定負債	5,832
投資その他の資産	15,854	長期借入金	5,766
関係会社株式	9,147	役員退職慰労引当金	66
長期貸付金	6,650	負債合計	9,298
繰延税金資産	57	純資産の部	
		株主資本	36,697
		資本金	1,167
		資本剰余金	27,054
		資本準備金	167
		その他資本剰余金	26,887
		利益剰余金	8,478
		利益準備金	129
		その他利益剰余金	8,348
		繰越利益剰余金	8,348
		自己株式	△3
		新株予約権	96
		純資産合計	36,793
資産合計	46,091	負債・純資産合計	46,091

損益計算書

(2021年5月21日から2022年5月20日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		3,225
営業費用		770
営業利益		2,454
営業外収益		
受取利息	83	
その他	0	84
営業外費用		
支払利息	11	
その他	0	11
経常利益		2,528
特別利益		
新株予約権戻入益	4	4
税引前当期純利益		2,532
法人税、住民税及び事業税	782	
法人税等調整額	△0	782
当期純利益		1,750

株主資本等変動計算書

(2021年5月21日から2022年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,167	167	26,887	27,054	129	7,378	7,508
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△780	△780
当期純利益						1,750	1,750
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	969	969
当期末残高	1,167	167	26,887	27,054	129	8,348	8,478

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△1	35,729	100	35,829
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△780		△780
当期純利益		1,750		1,750
自己株式の取得	△1	△1		△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△4	△4
事業年度中の変動額合計	△1	968	△4	963
当期末残高	△3	36,697	96	36,793

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月18日

株式会社クスリのアオキホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人
北陸事務所

指 定 社 員 公認会計士 向 山 典 佐
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 中 山 孝 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クスリのアオキホールディングスの2021年5月21日から2022年5月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クスリのアオキホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月18日

株式会社クスリのアオキホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人
北陸事務所

指 定 社 員 公認会計士 向 山 典 佐
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 中 山 孝 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クスリのアオキホールディングスの2021年5月21日から2022年5月20日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年5月21日から2022年5月20日までの第24期(2022年5月期)事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、当社グループの取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当社グループの取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社の店舗及び薬局において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月20日

株式会社 クスリのアオキホールディングス 監査役会

常勤監査役 廣 田 和 男 ㊟

社外監査役 桑 島 敏 彰 ㊟

社外監査役 中 村 明 子 ㊟

以 上